

令和5年12月12日執行の選挙の結果 下記の方々が総代に就任されました

総代 (44名) (任期: R6.1.17 ~ R10.1.16)

| | | | | |
|------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 豊岡地区 | 渥美 奉己 (下野部) | 吉川 和美 (吉貴地) | 松本 康行 (松之木島) | |
| 豊田地区 | 鈴木 初男 (富里) | 高橋 寛次 (東名) | 左口 真好 (豊田) | 平野 啓二 (加茂) |
| | 土屋 貴史 (富丘) | 河合 秋典 (海老塚) | 市川 良一 (加茂) | 栗倉 義博 (上新屋) |
| | 飯田 佳弘 (森本) | 鈴木 信好 (弥藤太島) | 大橋 康佐 (立野) | 澤田 和孝 (下本郷) |
| 磐田地区 | 高橋 秀侑 (上万能) | 伊藤 真人 (中田) | | |
| | 青島 淨 (寺谷) | 飯田 和正 (匂坂上) | 青島 安由 (匂坂中) | 袴田 清彦 (新島) |
| | 株式会社農健 (長須賀) | 渡邊 敏男 (小島) | 鈴木 勝義 (前野) | 鈴木 克洋 (草崎) |
| 竜洋地区 | 山内 裕治 (北島) | 山田 功 (千手堂) | 大杉 照芳 (上大之郷) | 出野 栄一 (下大之郷) |
| | 鈴木 正之 (大原) | 柏木 邦男 (万正寺) | | |
| | 大庭 安一 (高木) | 上堀 光正 (堀之内) | 門奈 賢治 (平間) | 石川 茂 (岡) |
| 福田地区 | 鈴木 節男 (中平松) | 古田 政美 (東平松) | 鈴木 恒司 (大中瀬) | 佐藤 隆彦 (掛塚) |
| | 立石 錦男 (豊岡) | 後藤 恭利 (豊岡) | | |
| 福田地区 | 鈴木 俊泰 (南田) | 大橋 安男 (清庵新田) | 土井 昌徳 (大原) | |

寺谷用水だより

News from TERADANI YOUSUI

No.29

令和6年6月

理事長あいさつ

4月1日をもって寺谷用水土地改良区の理事長を拝命した鈴木望です。よろしくお願い申し上げます。

まずは、去る4月22日に行われた今年の通水開始日のご報告をいたします。通水が始まると、小さな波が用水路の中をぐんぐん進み、用水を遠州灘近くまで届けていました。なかなか壮観な風景でした。今年が豊作であることを願ってやみません。

私の家は寺谷用水(前野用水)に接しており、私の代で十四代目、初代が元禄年間に当地に移り住んでから、寺谷用水の恩恵を受けて暮らしてきました。私の小さい頃は、まだ用水と排水が分離されておらず、小鮒やもろこを捕ったり、夏にはバシャバシャと水泳などを楽しんだものです。

私の先祖の中にも寺谷用水の役員を務めた人がおります。鈴木家八代目治郎右衛門が天保12年の年番物頭として他村の14名の方とともに記載(寺谷用水誌、大正14年5月発刊)されており、我が家でもたいへん誇りにしておりました。

このように、寺谷用水は誰かが管理運用するのではなく、実際に用水を利用する農家自らが「井組」という組織を作り管理運用してきたのです。私の先祖も「井組」の一員でした。

長い歴史の間には、有名な天保の大飢饉等も起こりましたが、寺谷用水管内では飢饉はなかった由。そうだ!私の最大の使命は、過去430年続いてきた状況を今後も430年間続けることだ。

私の理事長室には『水滾々七千町歩豊能秋(みずこんこん ななせんちょうぶ とよのあき)』の額が置かれています。これは旧御厨村の村長を務められた高名な江塚勝馬氏が詠まれたものです。(御厨村の地域は現在、磐田用水東部土地改良区の受益地)

江塚氏が詠まれたとおり、今年の秋が豊作となり黄金の稲穂が垂れ下がることを心から願うものです。



理事長 鈴木 望

鈴木望理事長は令和6年6月7日に永眠されたため生前に執筆されたものを掲載いたしました

令和5年10月6日 記念行事を執り行いました

世界かんがい施設遺産登録記念碑除幕式

世界かんがい施設遺産登録を記念した碑の除幕式を関係者(総代・役員等)約50名参加のもと開催しました。

写真は左から伊藤副理事長・池田理事長・磐田市長(草地氏)・中遠農林事務所長(佐藤氏)

※R5.10月時点



寺谷用水開祖平野重定公没後400年祭

令和5年は寺谷用水の開祖平野重定公の没後400年の節目の年だったため、大円寺にて400年祭(用水祭)を執り行いました。

また、400年祭及び世界かんがい施設遺産登録を祝う式典も開催しました。

※用水祭とは、毎年10月8日(重定公の命日)に大円寺において国・県・磐田市の関係者を招いて開催しています。重定公をはじめ寺谷用水の発展に貢献した先人を偲び、感謝し、供養する行事です。



表彰関係

去る令和6年4月26日に池田藤平顧問(前理事長)が磐田市勢功労者表彰を受賞しました。これは、磐田市の公益に長年にわたり寄与し、市政の進展に特に功績のあった方へ贈られるものです。



寺谷用水土地改良区事務所
〒438-0804 静岡県磐田市加茂1番地
TEL.0538-32-4655
FAX.0538-36-0609
E-mail teradani@axel.ocn.ne.jp
H P https://www.teradani.com

【発行】寺谷用水土地改良区
〒438-0804 静岡県磐田市加茂1番地
TEL.0538-32-4655
FAX.0538-36-0609
E-mail teradani@axel.ocn.ne.jp
H P https://www.teradani.com

寺谷用水土地改良区のHPに掲載されている「マンガでわかる寺谷用水」に登場するキャラクターです

令和6年3月6日執行の選挙の結果 下記の方々が役員に就任されました

役員 (16名) (任期: R6.4.1 ~ R10.3.31)

| | | |
|----------------|------------------|--------------------|
| 理事長 鈴木 望 (上本郷) | 副理事長 伊藤 英明 (気子島) | 総括監事 本間 静夫 (太郎馬新田) |
| 理事 高橋 邦宏 (上野部) | 理事 鈴木 昌明 (寺谷新田) | 理事 兼子 徳次 (富里) |
| 〃 本間 尚文 (野箱) | 〃 平野 良典 (大原) | 〃 鈴木 隆 (上岡田) |
| 〃 鷹野 誠 (竜洋中島) | 〃 稲垣 恵一 (掛塚) | 〃 伊藤 輝彦 (西平松) |
| 〃 影山 博 (大原) | 〃 草地 博昭 (千手堂) | |
| 監事 鈴木 光男 (東名) | 監事 袴田 敏文 (大中瀬) | 顧問 池田 藤平 (掛塚) |

役員一覧



【令和6年度通水情報】 通水開始: 4月22日 通水終了: 9月27日(予定)

令和5年度 事業報告

県営農村地域防災減災事業 「尼ヶ崎西用水地区」

| 工事の種類 | 事業内容 |
|-----------|---|
| ネットフェンス更新 | 尼ヶ崎西用水安全施設(ネットフェンス)の更新(磐田市気子島~新島地内 上流部) |

県営農業水路等長寿命化・防災減災事業 「寺谷水管理システム地区」

| 工事の種類 | 事業内容 |
|-----------|------------------------|
| 水管理システム更新 | 水管理施設TM/TC親局及び子局装置等の更新 |

子局装置更新の状況



着手前

完成

令和6年度 事業計画

県営農業水路等長寿命化・防災減災事業 「寺谷水管理システム地区」

※R6年度事業完了予定

| 工事の種類 | 事業内容 |
|-----------|------------------------|
| 水管理システム更新 | 水管理施設TM/TC親局及び子局装置等の更新 |

県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 「天竜川下流寺谷1期地区」

※R9年度事業完了予定

| 工事の種類 | 事業内容 |
|-------------|-------------------------------------|
| 電気設備・電動機の更新 | 仿僧西・前野・尼ヶ崎南電気設備更新及び福田大原電動機整備に係る実施設計 |

用水路は危険です!

- ・用水路付近では子どもを遊ばせないようにしましょう。
- ・用水路は流れが速く深いので非常に危険です。
- ・魚釣りなどでフェンスの中に入らないでください。
- ・交通事故などでフェンスをこわしてしまった場合は至急連絡ください。また、見かけた方はご一報ください。



寺谷用水を大切に使いましょう

寺谷用水は限りある地域の水です。下流地区で耕作している方々のことも考えて必要以上の取水は控え、田んぼからの無効放流をやめましょう。水門や堰板を適切に管理するよう心がけてください。また、ゴミを捨てている人を見たらご連絡ください。施設を破損させる原因となり、大事故になる恐れがあります。

災害時には通水を緊急停止することがあります!

地震や台風などの災害時は通水を緊急停止することがあります。施設の安全確認を行い通水を再開しますので、時間がかかる場合があります。
※災害後、用水路内に飛来物等を見つけた方はご連絡ください。



ポンプ停止について(お願い)

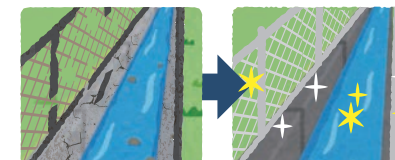
パイプライン組合の運営には多額の電力料が必要になります。そこで、組合によっては【雨天】【夜間】【週末】など、一時的にポンプを停止することで電気料金の削減を図っておりますので、ご協力をお願い致します。

※ポンプを停止する時間帯は組合毎に異なりますのでパイプライン組合広報誌や回覧をご確認ください。水の垂れ流しは「電気と用水の無駄使い」です。給水栓の徹底管理をお願いします。

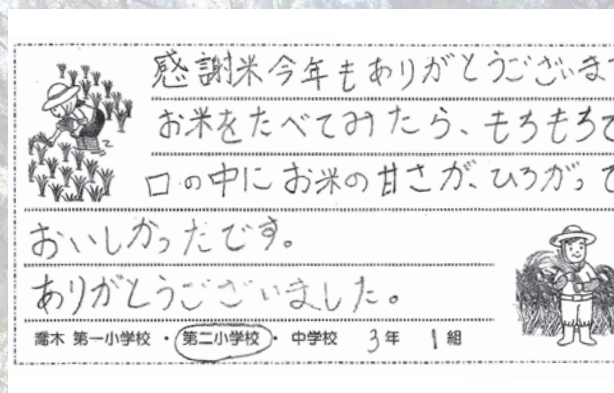
国営土地改良事業「天竜川下流二期地区」について

寺谷用水を含む天竜川下流地区の国営造成施設は、昭和42~59年度に整備され事業完了後約40年が経過していることから老朽化が進行しています。また、大規模地震等への災害対策も必要だと考えられたため、農林水産省が平成28年度から昨年度まで8年かけて調査した結果、事業化に向けた計画を作成する必要があることがわかりました。このため、本年度から約3年かけて事業着工に向けた「全体実施設計」を行うことになりました。

寺谷用水を、より良いものにして将来に引き継ぐために必要な事業ですので、組合員皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。
※全体実施設計とは国、静岡県、磐田市等と協力して工事計画に係る詳細な設計を行うものです。



感謝米活動について



喬木村の小学生より お礼の手紙



駒ヶ根市役所に展示された感謝米

平成24年度から、「天竜川の恩恵を受けている者として、上流部の水源地を管理している方々に感謝し新米を贈りましょう」という趣旨のもと磐田用水東部土地改良区と合同で始めた活動です。多くの組合員から寄贈いただいた新米は、長野県駒ヶ根市・喬木村、森林組合等を経て福祉施設や学校の給食として使われています。

本年度も実施しますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

令和5年度 感謝米贈呈実績

| 寺谷用水 | 磐田用水 | 合計 |
|------|--------|--------|
| 33 俵 | 25.5 俵 | 58.5 俵 |

(1俵=60kg)

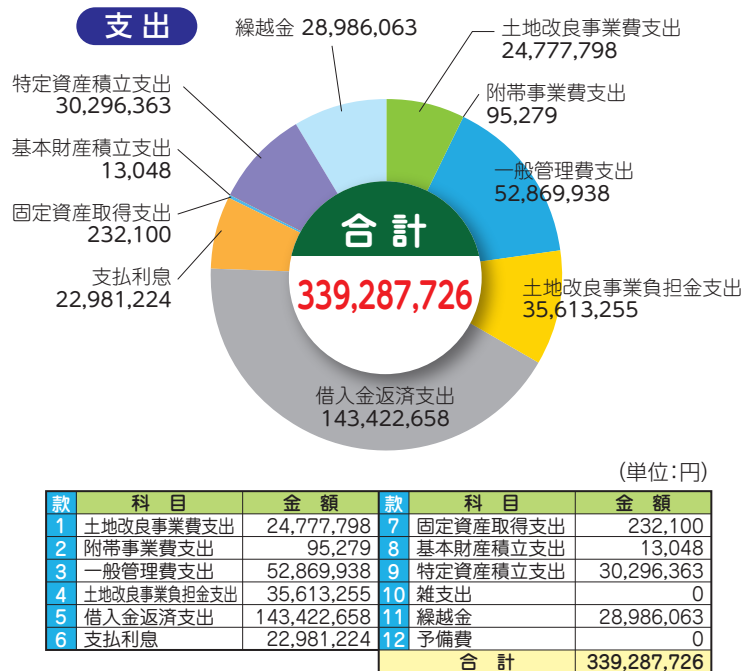
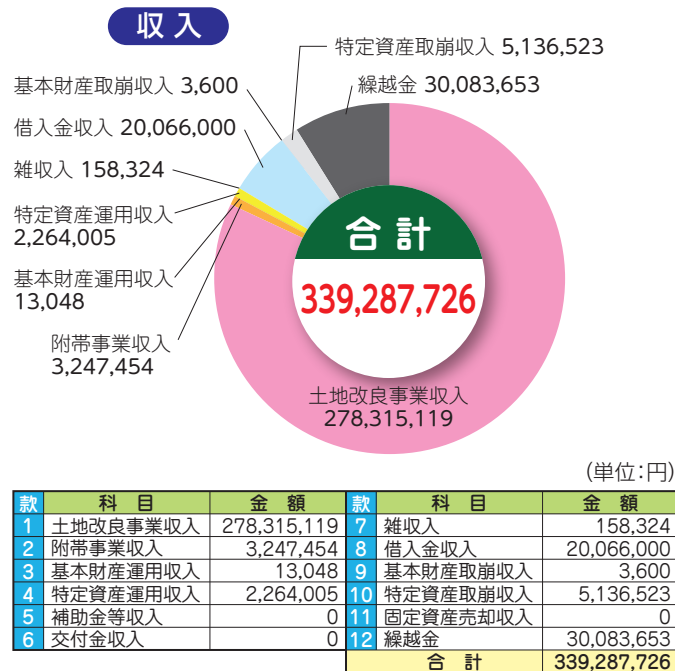
感謝米贈呈先

| | |
|---------|--------|
| 天竜森林組合 | 長野県喬木村 |
| 水窪町森林組合 | 長野県塩尻市 |
| 長野県駒ヶ根市 | |



感謝米贈呈新聞記事(令和5年12月13日 中日新聞掲載)

令和4年度 一般会計決算 (単位:円)



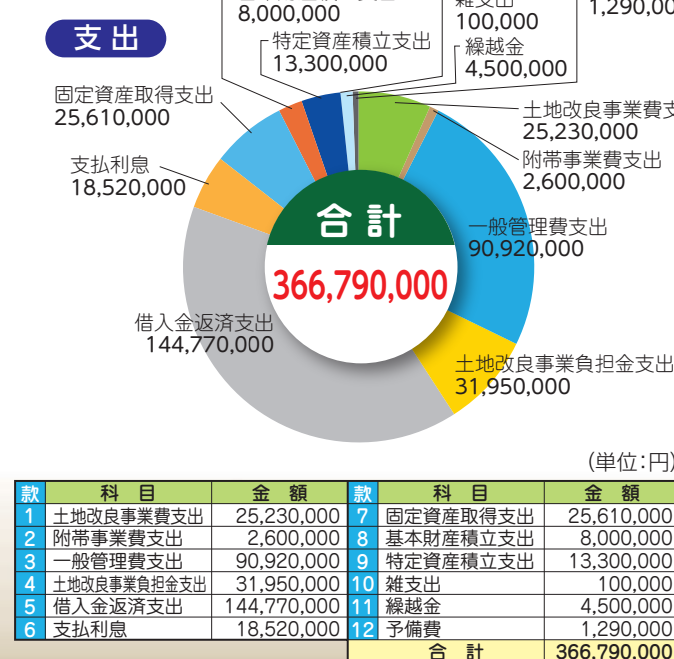
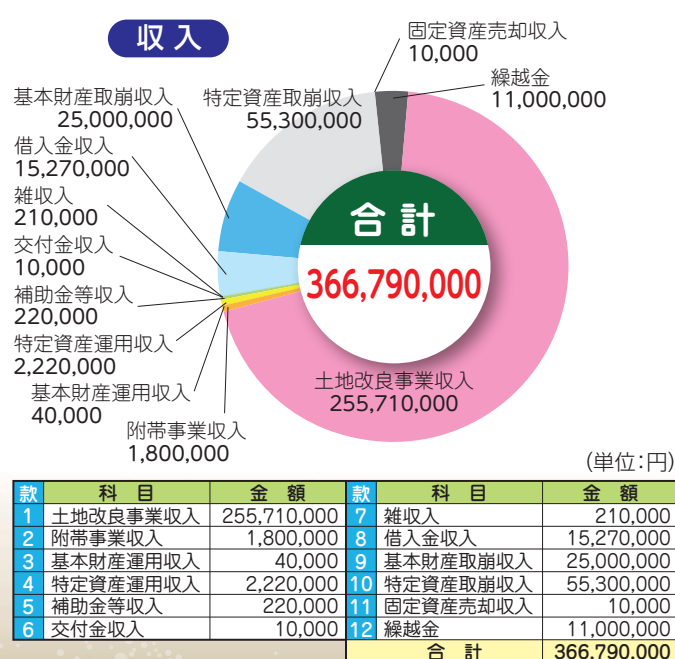
令和4年度 財務状況 (貸借対照表)

| 資産の部 | 科目 | 金額 |
|---------|----------------|----------------|
| 流動資産 | 現金等 | ¥29,675,475 |
| | 基本財産 | ¥52,262,893 |
| | 転用決済金積立資産 | ¥681,171,866 |
| | 職員退職給付引当積立資産 | ¥25,924,922 |
| | 造林事業積立資産 | ¥622,618 |
| | 所有土地改良施設等 | ¥4,476,858,818 |
| | 受託土地改良施設使用収益権 | ¥2 |
| その他固定資産 | ¥124,406,146 | |
| 合計 | ¥5,390,922,740 | |

| 負債の部 | 科目 | 金額 |
|--------|----------------|--------------|
| 流動負債 | 短期借入金等 | ¥154,426,587 |
| | 公庫資金等長期借入金 | ¥951,914,244 |
| | その他の長期借入金 | ¥182,028,955 |
| | 職員退職給付引当金 | ¥27,657,512 |
| 計 | ¥1,316,027,298 | |
| 指定正味財産 | ¥3,634,506,871 | |
| 一般正味財産 | ¥440,388,571 | |
| 計 | ¥4,074,895,442 | |
| 合計 | ¥5,390,922,740 | |

※令和4年度会計は令和5年10月6日開催の臨時総代会において承認されました。
令和5年度会計決算は10月開催の総代会に諮る予定ですので、次回の「寺谷用水だより」に掲載いたします。

令和6年度 一般会計予算 (単位:円)



賦課金と決済金について

賦課金とは



賦課金は、土地改良区が農業用施設を維持管理するための費用と、施設の改修工事等の経費などに充てられるものです。土地改良法第36条に基づき、**当土地改良区受益地であれば耕作の有無に関わらず対象**となります。水道料金のように使用量に応じて支払う代金ではありません。
現況が田以外の状況（転作含）でも脱退手続きをされない限り対象となります。
賦課金が未納になっている受益地を相続や売買等で取得した場合、新組合員に納入義務が生じます。（土地改良法第42条第1項に基づく権利義務の承継）

寺谷用水土地改良区賦課金（組合費）について

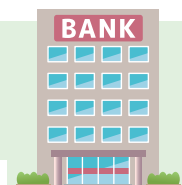
| | |
|---------|---|
| 令和6年度単価 | 3,300円/10a (3.3円/㎡) ※総代会議決による |
| 納入時期 | 令和6年11月1日～11月30日（口座振替の方は末日引落） ※徴収期日の最終日が土曜日、日曜日にあたる場合は翌日となります。 |

賦課金の納入は口座振替をご利用ください

取扱金融機関

- 遠州中央農業協同組合
- 浜松磐田信用金庫
- 静岡銀行
- ゆうちょ銀行

約9割の方にご利用いただいています。簡単な手続きですでお気軽にお問い合わせください



決済金とは

決済金は、土地改良法第42条第2項に基づき、受益地を農地転用等（下記の事例を参考）する場合に納付が必要です。

施設の維持管理にかかる費用は、農地が減少しても大きく変わりません。**残された土地（組合員）にかかる負担が増えてしまわないよう農地転用等の際、納めていただくものです。**



決済金（脱退手続き）について

| | |
|-------------------|--|
| 令和6年度単価 | 田 320円/㎡（畑かん地区の畑は田の3分の1）事務手数料1,000円/1件 ※総代会議決による |
| 事例 手続きが必要となる場合 | 農地転用し、宅地等として使用する場合。 利用目的を変更し、畑（温室含）として使用する場合。 磐田市役所等に寄付する場合。 公共事業等により用地買収される場合。 買収の場合誰が（地権者もしくは事業主）決済金を納めるのかははっきりさせ、後日のトラブルにならないようにしてください。 |

こんなときは届出が必要です



土地改良法第43条により、組合員の名前等に変更があった場合は登記手続きに加え、当土地改良区への届出が必要です。（下記の事例を参考）
ご不明な点があればお問い合わせください。

事例 手続きが必要となる場合

- 組合員ご本人がお亡くなりになった場合
- 住所や氏名に変更があった場合
- 農業者年金による経営移譲の手続きを行った場合など